

LIBRA

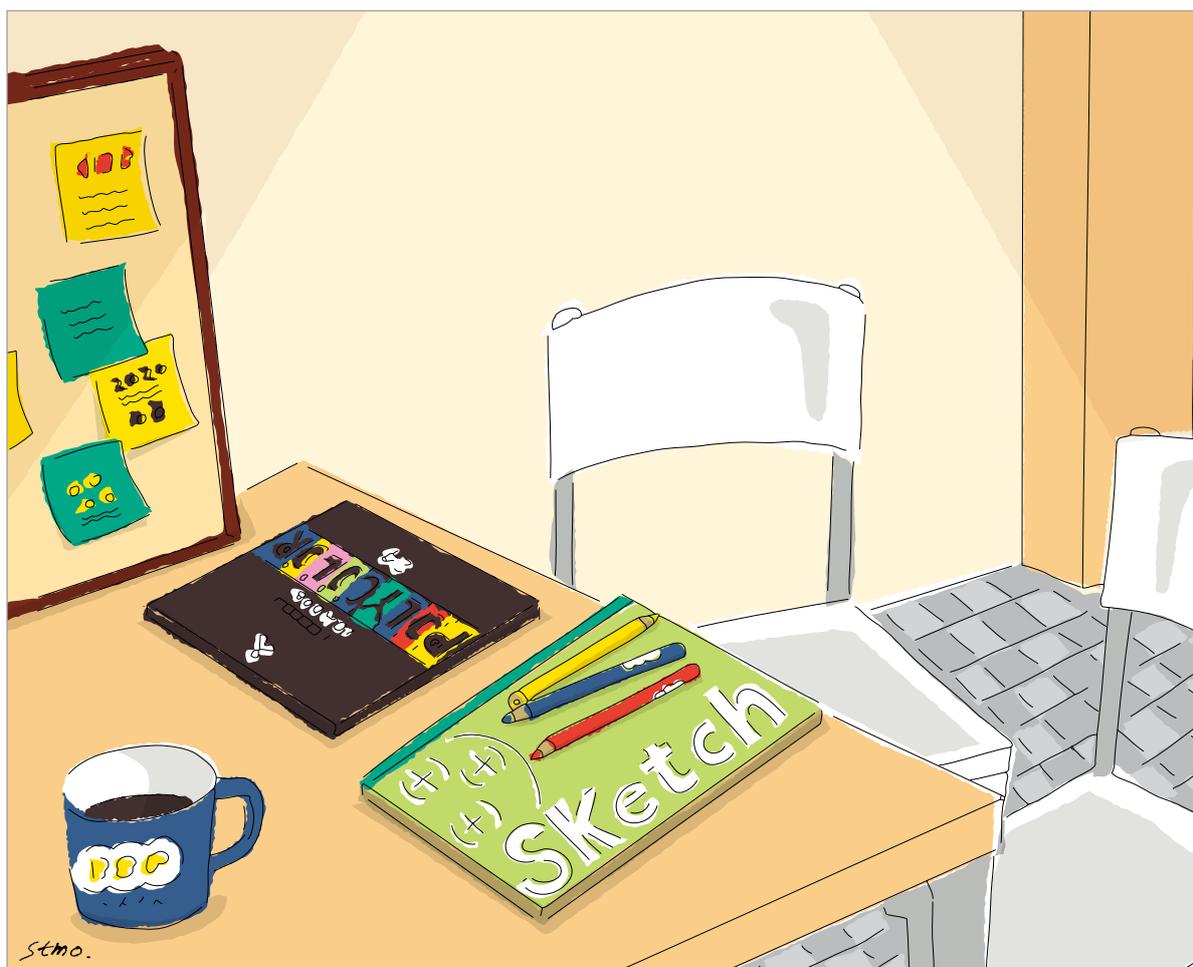
2019年10月号

〈特集〉

東京弁護士会の再建に向けて — 財政改革実現WGの取り組みと提言 —

〈インタビュー〉

映画監督 **三池崇史** さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2019年10月号

特集

02 東京弁護士会の再建に向けて —財政改革実現WGの取り組みと提言—

巻頭言：財務規律と会の健全な発展 山岸憲司

座談会：財政改革実現ワーキンググループの取り組み状況と今後の活動計画

インタビュー

18 映画監督 三池崇史さん

連載等

22 理事者室から：魅力のある弁護士会にするために 村林俊行

23 今、憲法問題を語る

第95回 公道で選挙演説を聴く市民の政治的言論の自由と「現在」の市民の
「不断の努力」 平 裕介

24 常議員会報告（2019年度 第5回）

26 学校問題について学校側からの相談に対応する弁護士 （通称「スクールロイヤー」）の在り方について

第3回 教育現場の実情と求められる弁護士像について
（2019年3月6日シンポジウムを踏まえて） 佐藤香代

28 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第98回 勉強会「民事訴訟記録閲覧制度に係る現代的問題点」の開催
石川直紀

29 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第34回 2019年度「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」のレポート
鈴木健二

30 近時の労働判例

第78回 福岡地裁平成31年4月16日判決 平山 諒

32 刑弁でGO!

第87回 東京家裁本庁における少年事件に関する書類の提出先など
本多貞雅・徳永裕文

34 わたしの修習時代：第二の青春 45期 田口 明

35 71期リレーエッセイ：新天地 比嘉直人

36 心に残る映画：『ウォーターワールド』 片岡詳子

37 コーヒーブレイク：弁護士は小説家に向いているか 越智敏裕

38 むつみ会へようこそ 会員募集中

40 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

42 会長声明

48 インフォメーション



映画監督

三池 崇史さん

今月のインタビューは、映画監督の三池崇史さんです。度肝を抜くバイオレンスと時にユーモラスな演出でカンヌ国際映画祭の常連となり、クエンティン・タランティーノ監督も絶賛する“世界の三池”。映画監督になるまでの自称「底辺」からの半生、バイオレンスとは何か、について大いに語っていただきました。

聞き手・構成：坂 仁根、小峯 健介、菅原 草子
写真撮影：坂 仁根

——今年のカンヌ映画祭に選出された「初恋」、試写会で見ました。「さらばバイオレンス」と新聞等でおっしゃっていましたが、冒頭、いきなり生首が飛びました。

とんでもないバイオレンスな男たち、女たちがからみ合い、結果として一つの恋を残した。彼らとの出会い、若い男と女が恋に落ちるプロセスというのは、誰一人欠けても違う局面になったんだろうと。誰も意識しないところで誰かの人生にかかわり合っている、そういうことなんですよ。

—— 珍しく希望の持てるラストでしたけど。

Vシネマ（レンタルビデオ専用映画）を撮っていたころから、ほかの作品では主人公にならないような人間、いわゆる社会的にクズと呼ばれるような人間たちを撮ってきました。彼らの個人的な争いのエネルギーでもって、地球の半分ぐらいは壊れるぞ、みたいな。時代を変えたり、国を動かしたりするのは、そのときのトップにいる人間たちですけど、名前さえ誰の記憶からもなくなってしまうような、そういう人間たちが実は動かしているというふうに、何か思いたいです。

——あまり幸せでなさそうな人たちの中にこそ本物があるんじゃないかということなんでしょうか。

人間の性として、どうしても相手が目の高さにあるか、上にいるか、下にいるかというふうに分けてしまいますよね。自分はずっと見上げて生きているという意識が、子供のころからありました。コンプレックスとかそういうものだと思うんですけど、普通だとそれが人によっては向上心として、何とか上に上がってやるぞと努力したりする原動力になったりするんですけど、自分は怠け者なんですよ。子供のころからクラスで成績がふるわなくても、そこが自分の居場所だろうということで、努力しない。努力して乗り越えて、何かつかんだという成功体験をあまりしてこなかった人間なんです。

——映画の世界に入る前に、随分いろいろ挫折を経験されたとか。

小学校1年生のときの将来の夢って、溶接工でした。アセチレンを出して仮面風のマスクをするんですけど、それがウルトラマンとかそういう系に見えたんでしょうね。それが中学校でラグビーをひよんなことからや

ることになって。試合前は怖いんですけど、モールドがっつと巻き込まれて上も下も分かんないようになって、痛いなと思ってふっと立ち上がったときに別の人間なんです。変身しているような、そういう子供じみた興奮があったんです。で、強豪の大阪工大高校に入ったんですけど、最初の練習で完全に悟りました。だめだ、こいつらには勝てない、と。彼らは痛みに対して恐れも何もないんです。血の混ざった痰を吐いて、おっ、病気やな、って笑っているんですよ。普段から努力しない人間なので、こいつらに勝ってやるという発想にはなれず、2か月くらいでやめました。

— 次はオートバイ。

17歳で免許を取りました。でも、サーキットへ行って走ったら怖いんですよ。マシンの限界を出して走っている速いやつが前にわーっという、危なくて抜こうと思わない。誰よりも速く命がけて走るのは、自分には無理だと。

— それから横浜の映画専門学校に入った。

「大学落ちたら横浜放送映画専門学院」ってラジオから流れてたんです。ところが最初の授業で、当時の映画の大巨匠が教室にがっつと入ってきて、黒板に「脚本とは芸術である」とでっかく書いたんです。その瞬間、しまった、俺の考えていた学校と違う、と思いました。

— どういうふうには違ったんですか。

映画は芸術という感覚じゃなかったんですよ。エンターテインメント、娯楽。映画が好きになったきっかけは「燃えよドラゴン」のブルース・リーでしたから。ぞわっとするものを感じて、映画って面白いな、って。それがいきなり脚本とは芸術であると書かれたので、かなりショックを受けて、学校にもほとんど行かず、ディスコでのバイトに明け暮れていました。

— それから助監督の仕事にいきなり飛び込んだ。

テレビドラマを作っていた学校の先輩が「ギャラは払えないが現場を覚えられる。学校に来ていないやつ

を紹介してほしい」と、学校に相談に来たんですよ。で、俺のバイト先にやってきて、現場に行くことになった。

何も分からない状態ですよ。学校でも教わってないし。監督になるのが目標じゃなくて、ぐちゃぐちゃになった現場をがっつと力業で進めていくのが助監督の仕事。止まらない。雨が降ってもやめない。工夫する。そうせざるを得ない状況でぐわーっと動き出すと、ほかのいろいろなものとまた違って、解放されているんです。挫折とかから。

女優さんが、靴について、同じ物の赤がいいと言う。明日までに用意しないといけない。メーカーに言っても、そんな色はない。でも、調べると2年前にそれが出ている。お客さんリストを教えてもらったりして、何とか赤の靴を用意する。こんな作業、何の役にも立たないですよ。その女優さんが、ありがとうと言うだけ。もう目先のことで、がーっというところが山ほどあって。実際、家に帰って寝る時間は2、3時間ですよ。そんな勢いで10年間ぐらい助監督を続けました。

— 激しい現場だったんですね。

例えば、映画会社は映画を作りたいんだけど、テレビを作らざるを得なくなるわけです。だいたい2クール26本でというシリーズで入るんですが、1話目を始めたところで映画会社のスタッフが、会社に対して文句を言うんです。こんなスケジュールでやれない、そもそも俺たちはテレビをやりたいくない、とか。会社員なのでやってもやらなくても給料は変わらないわけですから、こんなのやっていると行って、1話目でシリーズの半分ぐらいのものすごい予算を使っちゃって、だからといってやめちゃうわけにもいかないので、そこで我々フリーのスタッフの出番になるわけです。要は、何でもやるやつら。映画はこうやって作って、監督はこうなるんだとかということから学んだわけじゃなくて、現場で人はどうやって動いて何をすればいいのか、「町場」と呼ばれる映画の最底辺で学びました。町場のスタッフという、何か目に見えない層があるんです。

——映画監督としての出発点はVシネマ。

映画の人はVシネマもやりたがらないです。僕らはもう全然関係ない。映画も何も関係ないし、こんなじゃやれないよと言っている人たちの作っているものを見て、面白いとも思わなかったの。

そうこうしているうちに、映画会社がどんどん社員の首を切って、映画界で悠々としていた人たちがいなくなっちゃったんです。上が空いたの、我々がやるしかなくなってくるんですよ。そういう中でVシネマという流れができて、監督になっていった。自分が切り開いたというよりも、自分は与えられた場所で明日の仕事、今日の仕事に集中しているうちに、どんどん上の景色、何か天井がなくなっていっちゃったんです。見晴らしいいな、星が見える、みたいな。星に近づく必要はなくて、下にいても星さえ見ればいいんです。少々上にいっても、しょせん届かないわけですから、同じことだなどというのが自分の感触なんですよね。

——監督として心掛けていることは。

自分自身をあまり出さないというか、受け皿になろうという気持ちでいます。そういう性格なんですよね。

どうしても監督って、自分がこう思うので、こうだと押し付けるイメージがありますよね。多くの先輩たちを見ていると、こういう作品を作って、自分はこんな人間だ、こんな監督だと人から思われたいので、そうであるように振る舞っている。結局ノーを出す人、だめを出す人、基本的には否定する人になってしまうんです。この脚本はここが面白くない、この台詞はだめだとか、この予算ではできないとか。何に対してだめを言うかということで自分を主張してるんですが、だいたいそこで力尽きているように自分には見えただよ、助監督のとき。目的をもうそこで果たしちゃって、でき上がった作品にはもう何にもない。ただ、なろうとした人たちが自分の能力と違うものを使って、なろうとした夢の残るかすみみたいなのが上映されているように感じていました。唯一今村昌平という監督だけは、すごいな、この人は違うなと思いました。

——ご自身で見た映画よりも、撮った映画の方が多いという伝説がありますけど、本当ですか。

ひょっとすると、そうかもしれない(笑)。「燃えよドラゴン」だけは何十回も見ましたけど。

——実は今回、こちらで勝手に設定したテーマは、法とバイオレンスなんです。バイオレンスは、一言で言ってしまうと、どういうものなんでしょう。

不思議なもので人が作る小説にしても、舞台にしても、何か基本的には悲劇を描きますよね。バイオレンスを描きますよね。穏やかな日常を描いた小説ってそんなないんじゃないですか？ 例えばCGの技術で穏やかな風景を作っても、うそっぽさこそ感じて、ああ、きれいだと思わないですよ。最先端の映像技術が表現しているのは、楽園を描くより、主に破壊です。ビルが壊れていくさま、ゴジラが街を壊していくさま。ゴジラが何か苗を植えて草木を育てていく絵って、全然面白くないですよ。

何だか分からないけど、何かそういうものを求める、求めてしまうものが、たぶん人間の中にある。それは、いろいろなレベルはあると思うんですけど、そういう悲劇を描くことで、何事も起こらない穏やかで退屈な日常を幸せと思えるようにしたいということも、あるのかも分からないです。普通だと退屈だなと。

絶えたことがないんですよ、バイオレンス映画は。日曜日の夜、大河ドラマで家族が見るものも、だいたい殺戮とか裏切りのお話ですよ。戦国時代の信長でいうと、来週はいよいよ本能寺の変か、何かぐわっと壊れていくさま、野望が崩れるさま、そこでどんな台詞を言うんだろうとか、そこに魅力を感じてしまう。日常においてもそれを求めているというのは、何か性まがというか本能に根差している。男の子と女の子が初めて恋をして告白し合うシーンよりも、知らない人間がすれ違いざまに何かトラブルになって殴り合うシーンの方が、作っていて楽しいんです。

でも、バイオレンスシーンというのは、愛情の固まりなんです。決して怪我しないんですよ。ひどいシーンに見えても。

— あれだけ首とかが飛んでいても。

ほぼない。あるテンションに入ってアドレナリンが回ると人間の能力は高まって、普段だと怪我するようなことも、ぎりぎり回避できるということは確かにあるんです。

負ける方は相手をできるだけ強く見せてやろうという愛情が、そのシーンに役割としてあるわけだから、へなちょこパンチが来ても、すごいリアクションをとってあげるわけです。それは相手を強く見せてやろうという愛情です。もうちょっと工夫すると、もっと痛く見えるぞ。アクションが下手な子は、こうやって撮ってあげると、強そうに見えるぞとか、それも愛情なわけですね。バイオレンスシーンと愛情って裏表なんです。愛情がないと痛みのあるバイオレンスシーンは生まれてこない。

家族を守ろうという愛情がないと、襲ってきた人間とのバイオレンスはないですね。よりよくなるうと思って人は戦うし、より穏やかなところをいこうと思って戦う。そこには何かを守るとか、誰かが好きなので何か起こったときにはそのために戦う、そういうことを繰り返している。みんなの愛情が薄まって、まあまあそういうことですよ、いいんじゃないとなったら、まあまあそうみんな熱くならずとなったら、バイオレンスはなくなります。でも、気持ち悪いですよ、たぶん、その世界って。にせもんじゃないのかと。ずっと底辺から上を見ているから、何か上にあると、だいたい裏しか見えない。

— 今やカンヌに最も多く作品が選出された日本人映画監督の一人。

助監督やってたとき、監督になる気もなかったし、なれると思わなかったんです。ただ、バブルの残り香があるころVシネマというものが作られ出したときに、映画の監督とかテレビの監督とかは、こんなじゃ作品にならないよとか、映画というのはこうやって、台本をこうやって作るんだよとか、うるさいことばかり言うんです。そこへ、昔映画をやりたいかったんだけど、家業を継いで成功して今は自分の好きにできるお金があってという人たちが、Vシネマなら作れるという

ので参入してきた。

その人たちからすると、プロの映画の人は何の役にも立たない人だったんです。偉そうに言うし、うるさいだけで、でき上がったものを見ると、つまらない。そういう人たちが、お前、撮れるんじゃないのと言い出したんですよ、俺が助監督のとき。何本もすぐ作りました。日本の映画の人たちはVシネマを冷たく見ていました。映画でもないし、注目もしないし、見もしない。レンタルビデオ屋さんにあるだけ。それがたまたま、海外の映画祭の人の目にとまる作品が何本かあった。カンヌに行った『極道恐怖大劇場 牛頭』とか。こっちではVシネマですけど、向こうではフィルムになっている。「どうも海外で評判がいいらしいよ、あいつ」となって、映画会社からも仕事が来るようになったんです。映画会社の人が監督にしてくれたわけじゃないんです。

— 弁護士を主人公に映画を撮るとしたら、どんな映画になりますか。

知能もあって、法も知っていて、しかも、昔体を鍛えていて、格闘技のセンスもあって、ものすごく強いし、理論的に武術というのも理解できるし精神でも超えられる。一瞬のうちに上達していった。でも、その活力、源になっているような恨みとかあるけれども、基本的には正義。自分の中で。それを武器に戦って、大混乱に陥る。秩序はもたらさない(笑)。

— 結局、大混乱になってしまう。

秩序を守ろうとして、結果、大混乱に陥ってしまう。大混乱の後、何かふと新たな次元みたいなものが見えれば、と思います。

プロフィール みいけ・たかし

1960年生まれ。大阪府八尾市出身。描く映像世界は海外からも高い評価を受けており、ヴェネチア国際映画祭で『十三人の刺客』(2010)が、カンヌ国際映画祭で『一命』(2011)と『霧の橋 わらのたて』(2013)がそれぞれコンペティション部門に選出。ジャンルを問わず精力的に映像制作を続け、作品本数は100を超える。市川海老蔵と組み『六本木歌舞伎』も手掛けている。主な作品:『クロウズZERO』シリーズ(2007/2009)、『悪の教典』(2012)、『土竜の唄』シリーズ(2014/2016)、『ラプラスの魔女』(2018)など

魅力のある 弁護士会にするために



副会長 村林 俊行 (49期)

主な担当業務

若手支援, 新進会員, 会館, 領域拡大, 男女共同参画, 性平等, 高齢者・障害者, リーガルアクセスセンター, 法制, 労働法制, 災害対策, 非弁取締, 中小企業センター, 業務改革, 会員サポート等

本年度執行部について

本年度の執行部は、篠塚会長のもと、役員選挙後すぐに全力疾走で会務に関与し、本原稿作成時は3月から数えてみれば早5か月が過ぎたところです。本年度の執行部は、大局を見つリーダーシップに秀でる篠塚会長、難題について手際よくとりまとめを行う会長の懐刀としての中西副会長、周りの状況に配慮しつつ本質をみて議論を進める池田副会長、冷静でありながら必要な時には熱い持論を展開する江坂副会長、独特の感性で難題に対処する永島副会長、突破力が魅力の川村副会長という多士済々の役員からなり、理事者会においても熱い意見交換が行われています。また、担当委員会等においては熱心な意見交換の中において日々勉強をさせていただいておりますが、副会長の職務を行う上では、やはり会員の皆様や経験豊富な職員の協力なくしては円滑に行うことができませんので、会員や職員の皆様の献身的な協力には感謝しております。

私自身も、このような魅力あふれる役員や会員・職員の皆様の中において、どのようなスタンスをとるべきか考えながら、頼りがいがあり魅力のある弁護士会を実現すべく充実した活動をさせていただいております。

今回は、数か月の理事者としての活動から改めて考えさせられていることを記載したいと思います。

最近感じていることについて

当会が魅力のある弁護士会となるための方策については、これまでいろいろな場において議論がなされてきたところです。私自身が最近強く感じていることは、①会員とのコミュニケーションを密にする方策、②当会の財政について、本年度は当会の財政改革の道筋を付

ける1年ということ「支出の削減」を会員・職員に願うことによりご負担をかけていますが、「収入」について増加できるような方策をもう少し検討できないかということです。

①については、これまでの弁護士会と会員との意見交換を行う場としては、総会、会員集会等がありますが、一般会員からすればそれらの場において発言することは大変勇気のいることです。そのため、一般会員が役員に対してもう少し簡単に意見が言えるような機会・方法を検討するとともに、委員会等の場を通してできるだけ広く会員から意見を聞けるように努力しなければならないと考えています。

②については、会員や職員の皆様からよく意見を求められるテーマです。「支出」削減及び職員の過重負担の軽減策としては、私自身はこれまであまり議論がされていなかった方策としてアウトソーシングを行える業務があるか、あるとして現実的な支出削減に資するかを検討してみてもどうかとの提案をしていますが、「収入」に関しては具体的な提案をできていませんでした。公益法人としての弁護士会としての特性から、目立った収益活動を行うことには一定の制限があるかもしれませんが、それでもできることを模索してみたいと思います。

会員の皆様へのお願い

以上数か月の理事者としての活動から考えさせられていることを記載しましたが、理事者が独善に陥ることなく会の活動を活性化させるためには、やはり会員の皆様からの忌憚のないご意見をいただくことが何よりも必要となります。会務運営において疑問や希望等がございましたら、是非お話を聞かせてください。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第95回 公道で選挙演説を聴く市民の政治的言論の自由と「現在」の市民の「不断の努力」

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61 期)

2019年7月15日、札幌市で、安倍晋三首相の選挙カーからの街頭演説中に、聴衆として参加しつつ「増税反対」などと叫んだ市民（大学生の女性）を警察官複数名が取り囲み（同月18日毎日新聞朝刊27面によると警察官6名に囲まれているように見える）、女性の身体（肩や腰等）を掴むなど実力を行使して演説現場から排除するという事態が発生した。女性と周囲の支持者との間に特にトラブルは生じておらず、女性はマイクや拡声器等を用いたわけでもなく、安倍首相の演説が中断されることもなかった（以下、これらの警察官の実力行使による女性の排除行為を「本件警察活動」という）。北海道警察は、本件警察活動の法的根拠に関し、「個別の法律ではなくトラブル防止のため」などと説明している（同朝刊27面、同日朝日新聞朝刊31面、同日北海道新聞朝刊1面・33面等参照）。

しかし、選挙演説に際して演説者や候補者に一市民の生の声を届ける目的で、演説者や候補者に届く声の大きさで、多少の質問や意見をしたり演説内容等に疑問を呈するなどの目的で弥次（ヤジ）を飛ばしたりすることは、表現の自由すなわち民主主義社会における重要な基本的人権の一つである政治的「言論」（憲法21条1項）の自由として保障されるものといえる。また、選挙演説が行われる場所は、殆どの場合、市民が自由に出入りできる公道や広場、公園であるところ、選挙演説中であっても、市民はその聴衆として原則として演説が行われている近くの公道等に自由に出入りできるのであり（公物たる道路の自由使用（一般使用））、かつ、そのような場所は演説者のみならず一般市民の表現の場としても役立つことがあるのであるから、聴衆にとってもその場所は「パブリック・フォーラム」としての性質（最判昭和59年12月18日刑集38巻12号3026頁の伊藤正己補足意見参照）を有するものといえる。そこで、少なくとも、公道で選挙演説の遂行に支障を来さない程度に多少の声を上げる（質問や意見として声を上げる、弥次を飛ばすなどの）自由については、法律やこれに基づく行政活動による制約が許されるべきではなからう。

他方、公職選挙法225条2号は、選挙が公明かつ適正に行われることを確保すべく、「演説を妨害し…選挙の自由を妨害」する行為をした者を処罰すると規定しているところ、裁判例は、「選挙演説に際しその演説の遂行に支障を来さない程度に多少の弥次を飛ばし質問をなす等は許容」されるとし、「他の弥次発言者と相呼

応し一般聴衆がその演説内容を聴き取り難くなるほど執拗に自らも弥次発言或は質問等をなし一時演説を中止するの止むなきに至らしめるが如き」行為に至らなければ公職選挙法上の演説妨害罪は成立しない（同号に該当しない）旨判示しており（大阪高判昭和29年11月29日高等裁判所刑事裁判特報1巻11号502頁（503頁））、同法の前身たる衆議院議員選挙法115条2号の演説妨害罪の成否についても、聴衆が演説を「聴き取することを不可能又は困難ならしめるような所為」に当たる程度であることが必要とされている（最三小判昭和23年12月24日刑集2巻14号1910頁（1912頁））。それ以降の裁判例も概ね同様の解釈を行っており、上記市民の言論の自由を尊重するものであるとみることも可能であろう。冒頭で述べた事実関係からすれば、裁判例の規範に照らし女性の上記行為が公職選挙法上の演説妨害罪に当たらないことは明白である。当センターでも本件警察活動の問題に関して委員間で活発な意見交換がなされたが、女性の上記行為が同罪に当たるとの意見は皆無であった（2019年9月9日付け東京弁護士会「選挙演説の際の市民に対する警察権行使については是正を求める意見書」も同旨）。なお、埼玉県知事選の応援演説をした柴山昌彦文部科学相（当時）に対し、大学入試改革への反対を訴えた大学生を警察官が取り囲んで遠ざける出来事が発生したことにつき、柴山文科相は「（演説会場で）大声を出すことは権利として保障されているとは言えないのではないか」と述べた（2019年8月27日朝日新聞夕刊10面、翌28日朝日新聞朝刊30面参照）が、上記裁判例・判例の立場に照らすと、誤解を招く発言であったと言わざるを得ない。

2019年8月10日、この女性は、本件警察活動に抗議するデモ行進（札幌市内）に参加した（同月11日東京新聞朝刊24面等参照）。これは、言論・表現の自由等の基本的人権を市民が保持し続けるための「不断の努力」（憲法12条前段）でもあるといえる。同月以降、愛知県における「表現の不自由展・その後」に関するニュースが多く報道され、表現の自由等との関係で問題視されているが、今こそ、基本的人権を自覚的に行使するという「現在」（憲法11条）の市民個々人の「不断の努力」が、基本的人権とその価値を「将来」（同条）の市民に引き継いでいくための極めて重要な立憲主義的営為であるものと強く認識されるべき時ではなからうか（樋口陽一ほか『憲法を学問する』（有斐閣、2019年）169頁以下〔蟻川恒正〕参照）。

学校問題について学校側からの相談に対応する弁護士 (通称「スクールロイヤー」)の在り方について

第3回

教育現場の実情と求められる弁護士像について (2019年3月6日シンポジウムを踏まえて)

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 佐藤 香代 (57期)

1 はじめに

当会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会
は、2019年3月6日にシンポジウム「今、学校が大
変!?!〜スクールロイヤーは子どもたちのために何が
できるか〜」を開催した。このシンポジウムでは、ス
クールロイヤー(以下「SL」という)と呼ばれる活動
が提唱された背景や、その適用場面、期待される役
割等について明らかにする一方で、実際の活動場面
で生じうる懸念や課題について、パネルディスカッ
ションを通じて検討した。本稿では、パネルディスカッ
ションでの発言の中から、SLの在り方を検討する上
で、重要な指摘を紹介する。

2 学校紛争の実情とSLに期待される 役割・機能について

本連載第1回(2019年8月号)では、SL導入の
重要な背景の一つとして、保護者対応の困難さが挙
げられてきたことを指摘した。

この点について、2018年度まで都内公立小学校の
校長として勤務していた永山満義氏(以下「永山氏」
という)は、以下の指摘をする。すなわち、社会的
なイメージに反し、ほとんどの保護者は今でも学校
に協力的であり、教職員の多忙化の原因としては、
本来の教育活動に加えて、地域との連携などの新た
な業務や行政から求められる多様な調査などに伴う
負担が大きい。ただし、実際に、ごく一部の保護者
について、長時間の面談など対応に困難を極める例
があり、そうした限られた保護者のために労力の多く
を割かれている状況がある。

次に、長年にわたって都内自治体の教育委員会の
非常勤職員の立場で困難な学校紛争の解決に当たっ

てきた臨床心理士の橋本弘美氏(以下「橋本氏」
という)は、以下のように指摘する。すなわち、学
校に、スクールカウンセラーが導入された1995年当
時は、心理的な側面から子どもや保護者への理解を
深め、寄り添う対応が求められてきたし、そうした
取り組みによって、よりよい解決が実現する場面が
多かった。しかし、現在は、保護者の物事の捉え方、
感じ方が多様化した。さらに、いじめ防止対策推進
法や障害者差別解消法など、学校内での具体的な対
応をめぐる法整備がされたことを契機に、保護者か
らの訴えの中にも法律を根拠とした要求が含まれる
ようになってきた。こうした保護者からの法的要求
に対して、学校と当事者の1対1の関係であれば、
解決策を見出しやすいが、集団での活動を中心とす
る学校では、1対複数、複数対複数の調整を要する
場面が多々あり、難しい法的判断を迫られている。

これらの指摘は、紛争の渦中におかれると、学校
関係者は冷静な判断力が低下し、要求にどこまで対
応すべきなのか、自力で判断することが困難な状
況に陥ることがあり、そうした中で、まず、SLには、
学校が負う法的義務の範囲や内容を明確に示し、ま
た、当該紛争について、今後の展開に関する見通し
を示すことにより、混乱状態を解消し、安定した対
応を実現するという機能が期待されていることを示す
ものである。

さらに、本連載第2回(2019年9月号)の執筆者で
あり、子どもや保護者からの学校相談に関わる一方、
教育委員会からの相談やいじめの第三者委員会など
にも関与してきた三坂彰彦委員(以下「三坂委員」
という)は、上記の機能に加えて、子どもの成長発
達を守る視点から、学校には保護者との信頼関係を
最低限維持する努力が求められていることを指摘し、
そのための具体的な取り組みとして、SLが、両者の

関係調整に向けて、学校に対し、子どものために学校ができることを検討し、当事者に主体的に提案するよう支援することの重要性を指摘する。特に、多くの子どもをめぐる相談事例において、子ども本人の意向と保護者の要求が一致していない現状があり、そうした中で、SLが子ども本人の意向を重視して解決を図る姿勢を維持し続けることは重要である。

さらに、三坂委員は、当会の運営する子どもの人権110番に寄せられる相談の4割強が学校問題であり、これらの相談ケースの中には、学校側が子どもの最善の利益に反する対応を取っている例も少なくないことを指摘した。そして、学校の対応に課題があるような事案であっても、学校関係者にSLに安心して相談できる体制が保障されることにより、早い段階で内部からの相談を受け、より子どもの権利に即した方針へと修正を促すことも期待されると指摘した。

3 SLの関与の在り方について

パネラーの多くから、子どもや保護者の代弁者として、あるいは中立的なコーディネーターとして、弁護士が学校紛争に関与することの有効性が指摘された。

他方で、子どもや保護者からの求めがない中で、学校や教育委員会が主導して、SLと保護者を対峙させることには躊躇の声が上がった。その理由については、永山氏からは、学校現場では、物事を法的にはっきりさせることよりも、早く問題を収束させ、子どもが安心して登校できる状況に関係修復することが肝要である。そうした中で、SLを直接保護者と対峙させることにより、対立構造を煽ったり、保護者から「学校は逃げた」との誹りを受けるなどし、今

後の連携が困難になるのではないかの懸念が示された。橋本氏も、スクールカウンセラー導入間もないころには、スクールカウンセラーとの面談を教員が勧めるだけで、「私は病気ではない」と反発されたなどのエピソードを紹介し、スクールロイヤーについて十分に認知されているとは言えない状況の中では、当事者間の信頼関係に悪影響を及ぼすリスクが大きいのではないかと指摘した。

こうした指摘は、当事者間の硬直した状況を前進させる契機として、法律の専門家である弁護士の役割が期待される一方で、弁護士が登場する文脈によっては、むしろ双方の対立の契機ともなりかねないという、率直な市民感覚を示すものといえる。

また、三坂委員からは、弁護士の直接的な介入により、教師と子どもとの直接のかかわりの中で子どもの学習権や成長発達権を保障するという、教育の本質的な作用を害する恐れや、介入した弁護士が依頼者の権利を擁護しようとするあまり、子どもの最善の利益への配慮が疎かになる恐れなどが指摘された。

4 最後に

パネルディスカッションを通じて、学校は、様々なトラブルが日常的に発生する現場でありながら、子どもを排除するのではなく、互いにバランスを取り合って集団生活を維持する場であり、そこにおいては、過去の出来事を法的に審判するだけでは解決しえない状況があることが明らかになった。そうした現場においては、SLにも、関係調整のために粘り強く関わり続ける姿勢が求められており、子どもの人権の視点や福祉的な視点をも取り入れながら、多様な助言をすることが期待されているといえる。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第34回 2019年度「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」の レポート

男女共同参画推進本部委員 鈴木 健二 (50期)

「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」(以下「懇談会」)が、2019年7月9日(火)10時から12時まで開催されました。今回が11回目で、昨年度から参加者を女性会員に限定せず開催されています。当日は、理事者7名(女性1名、男性6名)、当本部委員22名(女性16名、男性6名)及びそれ以外の参加者46名(女性29名、男性17名)の合計75名が参加し、7グループに分かれて懇談しました。本稿は、理事者に伺った懇談会の感想や男女共同参画推進の課題などをまとめたものです。

理事者全員に共通していたのは様々な会員の意見を聞きたいということで、その一つとしてこの懇談会は意義があるという意見、感想でした。

- 会員の意見を聞く機会について、総会や会員集会だけでなくできるだけ多くのチャンネルが必要と感じている。(村林副会長)
- より多様な会員の意見、特に複数の会務を掛け持ちしながら弁護士業務をこなしている女性会員の意見を汲み上げてみたい。(永島副会長)
- 懇談会のような公式の場だけでなく、SNS上での意見など非公式な発言、ランチ会や懇親会での本音に近い生の声を聞こうとアンテナを張っている。(川村副会長)

また、懇談会当日、就職活動にあたって産休育休などの労働条件を確認しづらいとの修習生の話を聞いた篠塚会長は、リーフレット(ワークライフバランスガイドライン、法律事務所の働き方改革ヒント集)の活用に関する通知を直ちに行っており、本年度執行部のスピード感が感じられました。

つぎに会内広報のあり方についての意見、感想が多くの理事者からありました。

- セクハラ窓口の拡充、一時保育付研修など新しい制度の情報が会員に届いていない。広報の更なる工夫の必要性を痛切に感じる。(中西副会長)
- 育児に関する各種支援制度の一覧性を高めるべき

(HPの階層の浅いところにバナーをつくるなど)との意見が参考になった。(江坂副会長)

- 男女共同参画推進本部が取り組んでいることや男女共同参画そのものについて会員にもっと関心を持ってもらえるような広報を検討したい。(池田副会長)

ワークライフバランス(以下「WLB」)、セクハラ・パワハラ問題について以下の意見、感想がありました。

- リーフレットに記載されたことを実施していくことは優秀な人材確保など法律事務所にとってもメリットが大きいと考えている。(篠塚会長)
- WLB、セクハラ・パワハラに関する各事務所の取り組みについて経営者側の弁護士の情報交換を行うことを検討してみたい。(中西副会長)
- セクハラ・パワハラについては加害弁護士が当事者意識を持っていないことが原因のひとつだと思う。倫理研修の場などを捉えて弁護士の意識改革を図ることが必要。(池田副会長)
- 実際に出産育児を経験した会員に、出産育児などWLBを悩んでいる若手会員が話を聞く機会は重要だと思う。(江坂副会長)
- セクハラ・パワハラ研修だけでなく働きやすい職場環境に関する研修も必要。(村林副会長)
- 2018年6月の時点における企業内弁護士の40.3%が女性である、という報告がある*1。企業内弁護士の業務と会務活動のバランスをとる、という視点が実現されていくことを希望する。(永島副会長)

この他、当本部に対する意見の紹介として以下のものがありました。

- 「男女」共同参画という名称は多様性の観点からは古いのではないかと、WLBという観点からは介護にも取り組まなくてよいのかという意見があった。(川村副会長)

このように理事者からは様々な意見、感想が寄せられ、今後の活動の指針を得ることができました。

*1: 日本組織内弁護士協会「企業内弁護士の男女別人数(2001年~2018年)」 <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/analysis.pdf>

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第78回 福岡地裁平成31年4月16日判決 (裁判所ウェブサイト)

長時間労働と死亡との因果関係を肯定した例

労働法制特別委員会委員 平山 諒 (62期)



第1 事案の概要

- 1 本件は、歯科医院に勤務していた労働者亡Aが、過重労働等により精神疾患に罹患し自殺に至ったという事案である。
- 2 Aは平成元年4月に被告歯科医院に就職し、歯科技工士として勤務を開始したが、平成16年頃から勤務時間中の居眠り、平成21年頃には集中力欠如など、業務中の様子に異変が生じた。
平成26年4月7日、Aは義歯の作成の誤りを指摘され、歯科医院に残って義歯の製作を行っていたが、翌日、自動車内にて練炭を焚き自殺に至る。
- 3 Aの死亡直前の半年間の時間外医院滞在時間は概ね月145時間を超えていたほか、日常的な叱責、基本給を月額10万円とする減額、割増賃金の不払い、被告の妻からの依頼で金融機関から300万円を借入れさせられた等の事情がある。尚、被告は従業員の就業時間の記録作成や、客観的資料に基づく把握をしていなかったが、警備システムの開錠及び施錠時刻の記録が残っていた。

第2 主な争点

- 争点(1) 業務の過重性及び死亡との因果関係
- 争点(2) 安全配慮義務違反
- 争点(3) 過失相殺

第3 判旨

争点(1) 業務の過重性、因果関係

「Aの時間外労働時間は、…いずれも145時間を超えて…恒常的な長時間労働であったといえる。

これに加えて…Aは、業務に関し、被告から日常的

に叱責されており、死亡する1週間前にも、被告から指示された業務を行っていなかったことについて、叱責されていたことが認められ、死亡前日には、義歯の製作に誤りがあることを指摘され、翌日までに仕上げの必要があったことから、被告歯科医院に残って作業を行っていた。…以上によれば、Aは、被告歯科医院における歯科技工士として過重な労働に従事し、十分な睡眠時間や休日を取れなかったために、遅くとも平成26年4月8日にはうつ病を発症し、自殺するに至ったと認められる。よって、Aの業務とうつ病の発症、死亡との間には、相当因果関係が認められる。」

争点(2) 安全配慮義務違反

「被告は、雇用契約に付随する義務として、使用者として労働者の生命、身体及び健康を危険から保護するように配慮すべき安全配慮義務を負い、その具体的内容として、労働時間を適切に管理し、労働時間、休憩時間、休日、休憩場所等について適正な労働条件を確保し、労働者の年齢、健康状態等に応じて従事する業務時間及び作業内容の軽減等適切な措置を採るべき義務を負っている。」

「被告は、従業員の労働時間を客観的資料に基づいて把握しておらず、労働時間に関する聞き取りなど、労働時間を把握するための措置も特段講じていなかったのであるから、被告による労働管理は不十分であるというほかない。」

争点(3) 過失相殺

Aの業務内容の心理的負荷は強くなかったこと、心療内科の受診や転職を勧めたが応じなかった等の過失相殺の主張がされたが、否定された。

「…被告として、Aの労働時間を把握した上で、長時間労働となっている場合には、能力や業務内容を考慮し、更なる負担軽減等の措置を考慮する必要があった。しかし、被告は、客観的資料に基づく労働時間

の把握を何ら行っていなかったのであるから、この（筆者注：業務処理速度が遅く、やり直しとなることが多かった）点を、Aの過失として考慮するのは相当ではない。

また、Aが、自身の心身の変調に気づいていなかった可能性もあり、被告から心療内科への受診を勧められたにもかかわらず、受診しなかったことをもって、Aの過失とはいえない。そして、Aが大人しい性格であり、業務の処理速度が遅く、やり直しとなることが多かったことからすると、被告歯科医院とは異なる環境の職場に変わることには抵抗があった可能性もあり、またそのように感じてやむを得ず、転職を勧められたのに、これに応じなかったことをもって、Aの過失とはいえない。」

第4 検討

1 本件は長時間労働の結果生じた過労自殺の事案である。認定された労働時間や日常的な心理的負荷等からすれば、業務と（遅くとも死亡日までに発症した）うつ病、そして死亡との各因果関係を認めた結論は妥当なものと考ええる。

2 労働時間の認定手法

(1) 労働時間の算定に関しては、タイムカードのほかパソコンのログ記録や入退館記録、また労働者の手帳の記載や電子メールなどを基に算出する手法がよく用いられる（最近ではスマホアプリやGPSの記録なども、証拠として評価する動きも見受けられる）。

本件では、使用者による時間管理が極めて不十分であったこともあり、Aが従業員の中で最初に出勤し最後に帰宅していたことを理由に、医院の警備システムの開錠・施錠記録に基づいて労働時間を推認している。

(2) 本件では、被告医院の繁忙度は最盛期の4割程度まで減じていたと認定しつつ、Aの指示されていた

業務内容や量を考慮の上、職場にいた時間は基本的に労働に従事していた時間であると認定された。長時間労働と死亡との因果関係の判断という枠組みにおいて結論は妥当なものと考えるが、割増賃金請求など厳密な労働時間の認定を要する事案であれば「実際に時間外労働に従事していた時間」は原則として労働者側が立証責任を負うところであり、必ずしも「在社時間＝労働時間」との認定を安易に受けることができるわけではないので、実務上は留意が必要であろう。

3 雇用契約に伴い、労働者の健康状態に配慮すべきとの安全配慮義務を使用者は負う。そこで使用者とすれば、まずはタイムカードの導入などによる労働時間の適切な把握を行ったうえで、心身に不調をきたしていると見える労働者への業務軽減措置、場合によっては健康診断の実施や受診命令、休職命令といった具体的な方策を取り、不幸な事故が起きぬよう努めるべきである。

尚、本件では使用者がAに対して転職や心療内科への受診を「勧めた」ことがあったが、これをもって使用者の責任を減ずるような判断はされておらず、過失相殺の主張も否定された。

4 本件は長時間労働の末におきた過労自殺の案件であり、電通事件以降の実務感覚に沿った、蓄積されつつある事例の一つと評価できる。

折しも「働き方改革」による長時間労働の抑制が社会テーマとされる中でのタイムリーな裁判例といえる。本件は使用者の労働時間管理の欠如を重視した内容となっているが、これをどう評価して今後の労働環境の構築に生かしていくべきか。労働時間把握の徹底やストレスチェックの導入など、適正な労働環境の構築を目指すうえで、本判決が示唆するものは少なくない。

トピック

東京家裁本庁における少年事件に関する書類の提出先など

刑事弁護委員会 副委員長 **本多 貞雅** (61期)
委員 **徳永 裕文** (67期)

1 はじめに

刑弁でGO!第83回(LIBRA2019年2月号)では、「東京地裁本庁における刑事に関する書類の提出先など」をご紹介しました。

本稿は、同様のテーマで少年事件の場合をご紹介します。

少年事件は、そもそも配点自体が成人刑事事件に比べて低く、初めて受任した際には周囲の弁護士もよく知らないのが、新人弁護士ではない弁護士でも戸惑うことが多いのではないかと思います。

そこで本稿は、初めて(あるいは久しぶりに)少年事件を受けるとき、事務手続的に最低限注意すべきポイントに絞ってご紹介します。手続の詳細は、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会編「少年事件マニュアル」(会員ページよりダウンロードすることができます)に記載されていますので、より詳しくはそちらをご確認下さい。

2 家裁送致される際

① 付添人選任

少年の被疑者段階は、ほとんどのケースが成人の被疑者段階と同様の手続を辿ることになります(ただし、少年法(以下、単に「法」とします)第43条に規定される、勾留に代わる観護措置という制度もあります)。その場合、事務手続としては、成人の場合と特に変わることはありません。

成人と大きく異なるのは、家裁送致される際です。

まず、被疑者段階で弁護人として選任されていても、少年審判段階で当然に付添人に選任されるわけではありません。少年審判段階で改めて付添人に選任される必要があります。

私選付添人として選任される場合には、付添人選任届を提出する必要があります。この提出先は、家裁送致当日は少年部訟廷事務室事件係(家裁9階、以下「事件係」といいます)に、翌日以降は係属部の書記官室に提出します。

他方、国選付添人の選任を求める場合には、家裁送致前の段階で、事件係宛に、国選付添人の選任についての申入書(少年事件マニュアル手続編・書式16)をFAXし、法テラスには国選付添人の選任に関する要望書(同・書式17)をFAXしておきます。家裁送致される日は、勾留満期の日とは限らないので、被疑者段階で担当検事から聞いておく必要があります。

② 観護措置

さて、家裁送致される際に自ずと要求される活動としては、観護措置を争うことです。観護措置を争うために、観護措置を回避すべき旨の意見書を提出し、担当裁判官と面接したいと考えることが多いと思います。その際の手続の概要は以下のとおりです。

家裁送致当日の午後1時頃までに、前記の付添人選任届と共に、意見書を事件係に提出します。面接希望の場合は、その際に面接希望である旨も告げます。国選付添人就任予定の場合は、選任前であっても、東京家裁は提出を認めています。

争った結果、あえなく観護措置決定がなされた場合には、異議申立て（法第17条の2）、あるいは、観護措置取消し（法第17条第8項）の申立て（職権発動を促すものと解釈されています）をすることになると思います。前者の場合の提出先は事件係であり、後者の場合の提出先は係属部書記官室になります。

3 家裁送致された後

家裁送致された後に重要なのは、記録の閲覧・謄写です。法律記録は、東京家裁9階にある記録閲覧室で閲覧を申し込み、そこで閲覧することができます（閲覧に際しては、担当書記官と事前に日程を調整しておくことが望ましいです）。謄写許可を受けた場合には、同室設置のコピー機で謄写することができます。司法協会に謄写を委託する場合には、家裁9階の司法協会に申し込みます。一方、社会記録は、係属部で閲覧を申請し、係属部書記官室で閲覧します。

また、審判に先立ち、意見書や資料を提出すると思いますが、それらは係属部に提出します。審判に先立ちFAXで提出して、審判期日に原本を持参するというだけでも可能のようです。資料を調査官に早く見せたいなどの事情があれば、事前に調査官のFAX番号を聞いておくとい良いでしょう。

4 終局決定後

審判において終局決定がなされた後、同決定に不服がある場合、保護処分については抗告（法第32条）をすることができます。

抗告理由を検討するためにも、速やかに決定書謄本の交付申請をする必要があります。この交付申請は係属部書記官室で行います。

保護処分決定に対する抗告自体は、原審付添人の立場ですることができます。しかし、付添人は審級ごとに選任されなければなりません（少年審判規則（以下、単に「規則」とします）第14条第4項）。そこで、抗告申立書を提出する際に、高等裁判所宛の付添人選任届も一緒に提出します。提出先は、原裁判所つまり東京家裁の事件係です。

抗告申立書は、刑事控訴審における控訴申立書とは異なり、抗告の趣意を簡潔に明示したものが必要です（規則第43条第2項）。すなわち、具体的な抗告理由の記載が求められます。抗告申立書に、抗告理由を追って提出、とすることはできませんが、その抗告理由も抗告申立期間内に提出しなければなりません。

とりわけ原決定が少年院送致だった場合には、次の点に留意する必要があります。すなわち、保護処分決定は、告知によって直ちに効力を生じるため、数日のうちに少年院に移送されてしまいます。したがって、審判後、すぐに書記官に少年との面会を申し入れ、家裁内の少年鑑別所分室で面会し、抗告の意思確認をしておき、付添人選任届を取っておくのが望ましいと思われる。また、抗告を申し立てても、執行停止の効力はありません（法第34条本文。ただし書では、職権で執行停止することができることになっていす）。したがって、抗告申立ての内容を打ち合わせたい等の場合は、少年院に面会に行く必要があります。

5 おわりに

本稿は、ごく基本的な手続に関しての事務手続等に絞ってご紹介しました。少年事件の弁護・付添活動に関する手続は、前記少年事件マニュアルにより詳しく書かれているほか、LIBRA2011年12月号2頁「東京家裁書記官・調査官に訊く一少年部 編一」も参考になりますので、ご覧下さい。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

45期(1991/平成3年)

第二の青春

会員 田口 明 (45期)

私は、東京生まれの東京育ち。修習は東京一班。もちろん、今も東京で弁護士業務を続けている。

修習の華は、やはり何と言っても実務修習である。私は、親族にも、大学の先輩・後輩にも法曹関係者は皆無であったため、初めて接する法曹実務は新鮮そのものであり、毎日がドキドキと緊張の連続であった。

特に記憶に残っているのは、最初の実務修習である民事裁判の修習であった。東京では修習生が二人ずつ各民事部に配属される。私が配属された部では、当時、大きな社会問題となっていた事件が係属しており、多くの証人の尋問が次々に行われた。事件が事件だけに証人の証言は重く苦渋に満ちたものもあり、ときには証人尋問が終わり、裁判官とともに裁判官室に戻った際、部長も右陪席も左陪席も、むろん修習生も誰も口を開くことなく沈黙が長く続くことがあった。実務のプロである以上、事実を認定し、それを法律に当てはめ一定の効果を導き出すのが仕事であることは当然であるが、それを越えて困難な環境や立場に身を置かなければならなくなった人たちをどのように救済し、解決すべきか、そんな空気が裁判官室を支配し、法曹という仕事が人の人生を背負わなければならない仕事であることを強く感じた。部長は、すでに亡くなられたが、仕事への厳しさ、懐の深さ、毅然とした立ち振る舞いは、今でも東京地裁の当時の配属部の前をとおると必ず思い出す。

その一方、部長は、多忙であるにもかかわらず、私たち修習生を自宅や飲み屋に誘ってくださり、酒を飲み交わした。その心遣いや、酒席での茶目っ気あるその姿もとても素敵な人であった。

次の弁護修習も思い出深い。配属となった事務所には、私を修習生として受け入れてくださった指導担当の弁護士のほかに、その先輩弁護士もおられた。陸軍士官学校を出られ、満州で騎兵隊の隊長であったとの話を聞いた記憶がある。指導担当ではないが、たまに私に質問を投げかけてくる。私が緊張して長々応えていると「話が長い奴は頭が悪い証拠だ」と一喝される。むろん、悪気があっての発言ではなく、やはり懐が深く、愛情に満ちていた。今でも、準備書面、尋問等は急所をついた端的なものになるよう常に心にとめている。弁護修習の指導担当弁護士もその先輩弁護士もすでに亡くなられた。残念である。

実務修習が終わり、湯島に戻った際、地方に実務修習に出たクラスメートからは、少人数のこともあり、実務修習先では家族のような親密な付き合いがあったとの話もよく耳にした。しかし、東京も素晴らしい修習地であったことは間違いない。本原稿を書く数日前には、東京一班の飲み会があり、懐かしい仲間と二十数年前の話に花を咲かせた。

私は、大学時代、体育会の運動部に所属し、勉強はそっちのけで青春を謳歌した。修習時代も勉強はそっちのけの第二の青春であった。

新天地

会員 比嘉 直人

1 はじめに

この度、ご縁があって原稿執筆依頼を受けることになったのであるが、困ったことに何を書くか全く思いつかない。ゴールまで辿り着かない。締切も近い。

リレーとは何者であるのか。ヒントを得るため、リレーの意味を検索してみたが、特にヒントにはならなかった。私の祈りは届かなかった。私の願いは叶わなかった。

エッセイとは何者であるのか。エッセイの意味を検索してみたが、「形式を問わずに自由に書かれたもの」などが検索に引っかかり、ノーヒントに近い。締切も近い。

私は自由度が高い文章を書くのが苦手なようである(逆に自由度が低すぎても書けないのであるが)。

昔は某 SNS で毎日のように日記を書いていたものがあるが、あの頃に溢れ出てきた感性はどこへ消えたのか。このエッセイは完成するのか。

そもそも、なぜ締切ギリギリまで執筆を放置していたのか。後悔の航海である。

私のエッセイなどどうせ誰も読まないし開き直り、無いようであるような内容を作り上げてしまおうか。

私は使えない頭を悩ませた。

2 趣味について

自由度が高いということを活かし、好き放題やらせてもらおうと考え、自分の趣味について書いてみようと思ったが、衝撃的なことに私には大した趣味がないことに気づいた。

司法修習中に「趣味は何か」という平凡な質問を受けた際には、美術館巡り等と答えてやり過ごしていたような気がする。ちょっとした嘘である。小さな故意の物語である。絵画に全く興味はないが、そう答えておけばなんとなくオシャレな感じがしていたからである。

昔はよく読書をしていたため、読書が趣味と答えていたのであるが、司法試験に合格してからというもの、飲み歩く日が多くなり、読書をする機会がめっきり減ってしまったため、現在の趣味はお酒以外の何者でもないという状況である。

飲み会に誘われれば予定さえなければほいほい付いて行くし、2次会、3次会にも参加するし、休日は何もなければ昼から飲んでいられるし。

おかげで体型にも変化が始め、最近は体力の低下も著しく、そのうち仕事に支障が出る気がする。体型改善かつ体力向上のため、そろそろジムにでも通おうかと考えている。

近い将来、私の趣味は筋トレになるはずである。

3 まとめ

文字数にも限りがあるため、まとめに入りたいと思う。

今回、機会を頂戴し、原稿執筆をすることになったが、当初は、どうせ書くなら誰かに面白いと思ってもらえるような内容にしたいと考えていた。

しかし、面白い内容が全然思いつかず、自らを過剰に追い詰めることとなったし、面白いであろう内容を思いついたのは良いが、ここに掲載すべき内容とはかけ離れていたため、断念するに至った。

その結果、このような文章に仕上がったが、読み手の存在を意識し、どのような構成で何を書くかを考えるのは大切な作業であると再認識した。

普段の業務とも共通する点があるように思われる(締切があるところも)。

これを機に、毎日ブログでも書いてみようか。

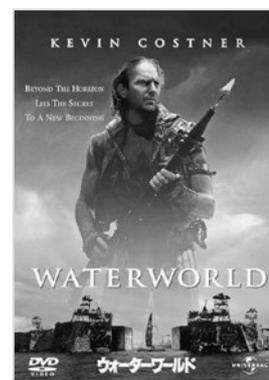
そう思い、ふと空を見上げると、月が私を照らしていた。

『ウォーターワールド』

1995年／アメリカ／ケビン・レイノルズ監督作品

節目節目にケビン・コスナー

会員 片岡 詳子 (50期)



『ウォーターワールド』
DVD：1,429円＋税
発売元：NBCユニバーサル・エンターテイメント
※2019年10月の情報です。

見た回数が最も多い映画は「ボディーガード」である。執筆のご依頼をいただいて、これかそれかで迷った。どんだけケビン・コスナー好きやねんって話だが、特に好きではない。ていうかむしろ嫌いである。無口で不器用なタフガイの一本調子で、何を見てもボディーガードにしか見えないし。

ところで、私はドの付くインドア派で、休みの日はお昼近く起きてから暗くなるまでNetflix, hulu, アマゾンプライムをはしごしている（暗くなったら五反田界隈の飲み屋をはしごしている）。最近彼は、Netflixオリジナル映画の「ザ・テキサス・レンジャーズ」に、伝説の強盗犯カップル「ボニーとクライド」を追う老警官役で主役をはっていた。ケビン・コスナーは、老いてもなおボディーガードであった。少し前に見た「ドラフト・デイ」や「ドリーム」（原題：Hidden Figures）にも登場していた。普通のビジネスマンの役だが、やはりまあまあボディーガードであった。ということで、嫌いなのだがときどき名作とともに現れる。「節目節目にケビン・コスナー」である。

そして、「ウォーターワールド」。舞台は温暖化により南極・北極の氷が溶け海面に覆われた地球。「土」が貴重品として高値で取引されている。地球のどこかに「ドライランド」が存在するという伝説が信じられていて、みんな探している。時代について言及はないが、そういう環境に適合してエラや水かきを備えたミュータントが現れているくらいだから100年、200年先の設定ではないだろう。ケビン・コスナー扮する

マリナーはそのミュータントで、耳の裏にこっそりとエラがあるが、ここでも例によって無口で不器用なタフガイだ。人類はグループを作って海上要塞的な建造物や大小の船の上で生活し、覇権争いを繰り広げている。ざっくりいうと北斗の拳の海上版である。悪役チーム「スモーカーズ」は、飛行機や水上バイクに乗ってマシンガンで攻撃してくる。土さえないのになぜか工業製品が豊富だ。マリナーはスモーカーズを倒して、気球に乗ってあっさりドライランドにたどり着く。でも地上生活になじめないマリナーは、ヒロインを残しドライランドからそっと海に旅立つ。ここで「オールウェイズ・ラブ・ユー」が劇的に流れる。私の頭の中で。

ウィキペディアによると、第16回ゴールデンラズベリー賞で、最低助演男優賞をスモーカーズのリーダー役のデニス・ホッパーが受賞し、最低作品賞、最低男優賞、最低監督賞はノミネートにとどまったそうである。突っ込みどころ満載の駄作であるが、心に残る映画が名画とは限らないのだ。私は一昨年まで大弁所属でユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）のインハウスだったのだが、ウォーターワールドのショーが超おすすりである。上記のとてもない世界観がリアルに再現される大迫力のショーをぜひ東弁の皆さんにもご覧いただきたいと思い、この作品を選んだ。USJといえばハリー・ポッターと思っているそのあなた、大阪行きが決まったらすぐ、ウォーターワールドのショースケジュールをチェック！



弁護士は小説家に向いているか

会員 越智 敏裕 (48期)

—— 弁護士経験は、歴史小説の執筆に役立っていますか？

最近、よく訊ねられる質問の1つです。

小説は人間を描くものですから、私のささやかな弁護士経験で遭遇した人間模様はもちろん役立っていますが、直接的ではないので、やや返答に窮していました。10月刊行の最新作『計策師』（朝日新聞出版社）は、答えの一つになるでしょうか。

甲斐の武田信玄、駿河の今川義元、相模の北条氏康が覇を競っていた戦国時代。

本作では「平和を創る」をテーマに、「甲駿相三国同盟」締結の水面下の外交交渉をモチーフとし、「戦国の竜馬」とも言うべき無名の人物を描きました。

冒頭で主人公は身に寸鉄も帯びず、落城必至の敵城へ降伏勧告に向向くのですが、大失敗します。無力に絶望しながらも彼は、同盟の実現によって大きな平和を勝ち取ろうと、三国を駆け巡ります。人は金に性に名誉に弱い、利では微動だにしない人間もいる。足を引っ張る味方もいる。無理難題をこなし、数々の障害を乗り越え、最後には劇的な同盟締結に漕ぎつける。戦ではなく、手に汗握る説得と交渉の場を描きました。

乱世ですので、彼は身を守るために刀を用いますが、武器はあくまで頭脳と舌。その意味で現代の弁護士に近い。弁護士経験があったからこそ納得のいく作品に仕上がったと自画自賛しています。

7年余りの間に数十回落選して、2017年末に日経小説大賞を受賞しました。

デビュー作「大友二階崩れ」では、義に殉じようとする兄と愛に生きる弟の相克を、「大友の聖将」では、極悪人が信仰を通じて聖者へと変わってゆく奇跡を、「大友落月記」では、心ならずも敵味方に分かれ死闘を尽くす親友同士の友情を、「酔象の流儀 朝倉盛衰記」では、不本意な人生を前だけ向いて歩もうとする武将の無私を、「いくさごみ戦神」では戦国の世に咲く究極の夫婦愛を、「ヘラクレス妙麟」では初の女性主人公による戦国の悲恋を、それぞれ描きました。



現在12の出版社から数年先まで執筆のご依頼を頂戴しておりますが、弁護士が主人公の現代物も含めて、書きたいテーマやモチーフは優に100以上あり、一度の人生では書ききれないでしょう。

周りには、何をバカなことやっているんだと冷やかな目で黙殺する人もいる一方、徹底的に応援してくださる方もいて、恐縮しつつ感謝いたしております。

タイトルの問題提起はYESだと考えています。

法律も文学も人を対象とする。何かのテーマを、言葉で伝えて人を動かす、文章とその構成に頭を捻るという点で、法律実務と小説執筆は共通しています。現実世界には偶然や奇矯な行為が無数にありますが、小説では原則としてすべて必然にする必要があるので、登場人物の行動や事象に、論理性、合理性、一貫性を持たせませんが、弁護士にはお手の物でしょう。実に様々な人や事件と出会える弁護士は、題材にも事欠きません。

ただし、弁護士は「換言すれば」「要するに」などと、手を替え品を替え、同じテーマを繰り返し説明しますが、小説で説明はNGなので、この癖を直す必要はありますが。

激務の後、しみりと別世界に浸り、人生も捨てたもんじゃないなと思って頂ける小説をご用意しております。お気が向かれたら、どうぞ手に取ってみてください。

法律学

『新日本法規財団奨励賞受賞論稿集 平成30年度 第8回』新日本法規財団
『法と実務 15』日弁連法務研究財団/商事法務
『現代法律実務の諸問題 平成30年度研修版』日本弁護士連合会/第一法規
『人間と社会 自然法研究』山田秀/成文堂
『日本とブラジルからみた比較法』柏木昇/信山社

外国法

『ドイツの建築規制執行』西津政信/信山社
『ライプホルツの平等論』Leibholz, Gerhard/成文堂
『アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権』澤山裕文/専修大学出版局

憲法

『クィアと法 性規範の解放/開放のために』綾部六郎/日本評論社
『見えない性的指向アセクシュアルのすべて』Decker, Julie Sondra/明石書店
『ヘイトスピーチとは何か』法学セミナー編集部/日本評論社

行政法

『Q&Aでわかる公文書管理法入門』岡本信一/ぎょうせい
『公共サービスの外部化と「独立行政法人」制度』西山慶司/晃洋書房
『コンパクトシティ』を問う』山口幹幸/プログレス
『公共用地補償の最前線』藤川眞行/大成出版社
『弁護士のための水害・土砂災害対策QA改訂版』日本弁護士連合会災害復興支援委員会/第一法規

税法

『改正税法のすべて 令和元年版』内藤景一郎/大蔵財務協会
『税制改正の解説 令和元年度』第一法規
『税制改正経過一覽ハンドブック 令和元年版 税率・控除額・適用期間等の推移かひと目でわかる!!』野川悟志/大蔵財務協会
『不動産取引の会計・税務Q&A 第4版』EY 新日本有限責任監査法人/中央経済社
『タックス・ヘイブンの税制の実務と申告 平成31年版』望月文夫/大蔵財務協会
『詳解加算税通達と実務』谷口勝司/清文社
『都市農家・地主の税金ガイド 令和元年度』清田幸弘/税務研究会出版局
『図解源泉所得税 令和元年版』青木幸弘/大蔵財務協会
『よくある疑問を徹底解説Q&A 海外進出・海外子会社・越境取引の税務』徳山義晃/税務経理協会
『相続・贈与の実務 2019年度版 法務から税務対策まで』松本繁雄/経済法令研究会
『現地調査・役所調査からみえてくる相続税土地評価の減価要因』フジ総合グループ/税務経理協会
『実務印紙税 令和元年版』森田修/大蔵財務協会

地方自治法

『スキルアップ法制執務 演習問題で条例改正の応用力を身につける』大島稔彦/第一法規
『地方自治の法と政策』中川義朗/法律文化社

民法

『我妻・有泉コンメンタール民法 第6版 総則・物権・債権』我妻栄/日本評論社
『Q&Aでわかる業種別法務 不動産』河井耕治/中央経済社
『不動産再開発の法務 第2版 都市再開発・マンション建替え・工場跡地開発の紛争予防』井上治/商事法務
『民法(債権法)改正の解説』村松秀樹/テイハン
『死後事務委任契約の実務』吉村信一/税務経理協会
『顧問税理士ならこれだけは知っておきたい相続法改正Q&A』蓑毛誠子/中央経済社
『裁判例・審判例からみた特別受益・寄与分』近藤ルミ子/新日本法規出版
『民法債権法・相続法改正と不動産登記』藤原勇喜/テイハン
『地域金融機関の信託・相続関連業務の手引き』田中和明/日本加除出版
『賃貸アパート・マンションの民事信託実務 準備・調査 契約書 登記 管理・運用 会計・税務』成田正一/日本法令
『電子契約の教科書 改訂版』宮内宏/日本法令
『損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き 2019年版』斎藤博明/保険毎日新聞社

商事法

『合同会社』設立・運営のすべて 第2版』神崎満治郎/中央経済社
『会社を伸ばす株主還元』石川博行/中央経済社
『企業グループの経営と取締役の法的責任』畠田公明/中央経済社
『会計と犯罪 郵便不正から日産ゴーン事件まで』細野祐二/岩波書店
『Q&A会社解散・清算の実務 改訂版 税務・会計・法務・労務』右山昌一郎/税務経理協会
『かんとかん保険 新版 かん保険基本マニュアル』佐々木光信/保険毎日新聞社
『先端的D&O保険 会社役員賠償責任保険の有効活用術』山越誠司/保険毎日新聞社

刑法

『刑事法判例の最前線』前田雅英/東京法令出版
『大コンメンタール刑法 第3版 第5巻 第60条～第72条』大塚仁/青林書院
『刑事政策の新たな潮流』吉開多一/成文堂

司法制度・司法行政

『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』最高裁判所事務総局/最高裁判所事務総局
『コートマネージャーとしての裁判所書記官 協働の中の裁判実務』山本正名/新日本法規出版
『東京弁護士会夏期合同研究 2019(令和元)年度』東京弁護士会

訴訟手続法

『民事訴訟法・倒産法の研究』山本弘/有斐閣
『現代民事手続法の課題』加藤新太郎/信山社
『訴額算定に関する書記官事務の研究 補訂版』裁判所書記官研修所/法曹会
『破産実務の基礎』永谷典雄/商事法務
『家事事件手続法規逐条解説 2』梶村太市/テイハン
『交通事故事件弁護士入門 第2版』高山俊吉/日本評論社
『裁判員の判断の心理』伊東裕司/慶應義塾大学三田哲学会
『少年法改正に挑む 全司法労働組合東京家庭

裁判所支部のとりくみ』後藤卓也/後藤卓也

経済産業法

『広告表示の法的規制と実務対応Q&A』結城哲彦/中央経済社
『広告法律相談125問』松尾剛行/日本加除出版
『日弁連ESGガイドの解説とSDGs時代の実務対応』ESG SDGs 法務研究会/商事法務
『詳説パーゼル規制の実務 パーゼルⅢ最終化で変わる金融規制』吉井一洋/金融財政事情研究会
『マネロン・テロ資金供与対策キーワード100 第2版』EYアドバイザー・アンド・コンサルティング株式会社/金融財政事情研究会
『Q&Aでわかる業種別法務 銀行』桑原秀介/中央経済社

知的財産法

『AI/IoT 特許入門2.0』河野英仁/経済産業調査会
『秘密保持・競争避止・引抜き法律相談 改訂版』高谷知佐子/青林書院

農事法

『ケース別農地をめぐる申請手続のチェックポイント 権利取得・転用・税制等』本木賢太郎/新日本法規出版
『店頭ミス防止のためのJA貯金法務Q&A 新3版』高橋恒夫/経済法令研究会

労働法

『経営側弁護士による精選労働判例集 第9集』石井妙子/労働新聞社
『働く人のための「働き方改革法」実践マニュアル 1 労働時間・本編』日本労働弁護団/日本労働弁護団
『詳解働き方改革関連法』第一東京弁護士会労働法制度委員会/労働開発研究会
『労働基準法の実務相談 令和元年度』全国社会保険労務士会連合会/中央経済社
『パットつかめる実務のステップ図解働き方改革法らくらく対応マニュアル』松原熙隆/第一法規
『決定版働き方改革関連法はやわかり』全国労働基準関係団体連合会/全国労働基準関係団体連合会
『判例から読み解く職場のハラスメント実務対応Q&A 第2版』小笠原六川国際総合法律事務所/清文社
『同一労働同一賃金対応の手引き』TMI総合法律事務所/労務行政
『タクシー事業のためのモデル就業規則 働き方改革実現に向けた就業規則の見直し』東京ハイヤー・タクシー協会/労働調査会
『働き方改革対応!パートタイマーの労務管理と就業規則』小澤薫/日本法令
『雇用関係助成金申請・手続マニュアル 8訂版』雇用関係助成金明晰会/日本法令
『職場のうつと労災認定の仕組み 改訂版』高橋健/日本法令

社会保障法

『貧困ガバナンス論 日本と英国』山本隆/晃洋書房
『身体障害認定基準及び認定要領 新訂第5版 解釈と運用』中央法規出版
『民生委員のための障害者支援ハンドブック 地

域共生社会の実現に向けた30のQ&A』小林雅彦／中央法規出版

『倫理コンサルテーションハンドブック』堂園俊彦／医歯薬出版

『廃棄物処理法Q&A 8訂版』英保次郎／東京法令出版

『年金相談標準ハンドブック 19訂版』井村丈夫／日本法令

教育法

『保育・教育施設における事故予防の実践 事故データベースを活かした環境改善』西田佳史／中央法規出版

マスメディア関係法

『表現の自由とメディアの現在史 統制される言論とジャーナリズムから遠ざかるメディア』田島泰彦／日本評論社

国際法

『国際法のフロンティア』平覚／日本評論社

『Q&A 涉外離婚事件の基礎 相談・受任から離婚後の諸手続きまで』大谷美紀子／青林書院

『法律英語のカギ 新訂版 契約・文書』長谷川俊明／第一法規

『国際取引における準拠法・裁判管轄・仲裁の基礎知識』大塚章男／中央経済社

『建設分野の外国人材受入れガイドブック 2019』建設技能人材研究会／大成出版社

『改正入管法のポイント 外国人材の受入れと在留資格「特定技能」』山中政法／法律情報出版

医学書

『免疫・炎症病態×治療Update』熊ノ郷淳／南山堂

『産科危機的出血への対応』関博之／メジカルビュー社

『SHDインターベンションコンプリートガイド』有田武史／医学書院

『Ross組織学』Pawlina, Wojciech／南江堂

『学会では教えてくれないアトピー性皮膚炎の正しい治療法』渡辺晋一／日本医事新報社

『泌尿器科外来マスターバイブル』『臨床泌尿器科』編集委員会／医学書院

『胸郭出口症候群』金原出版

『緊急被ばく医療』へるす出版

『変わりつつあるアトピー性皮膚炎の常識 最新の知識と治療の極意』皮膚科の臨床編集委員会／金原出版

『公衆衛生 第10版』松木秀明／金原出版

『美容医療』平林慎一／克誠堂出版

『NEWエッセンシャル法医学 第6版』長尾正崇／医歯薬出版

『EXPERT 膠原病・リウマチ 改訂第4版』住田孝之／診断と治療社

『今日の助産 改訂第4版 マタニティサイクルの助産診断・実践過程』北川真理子／南江堂

『内視鏡下鼻副鼻腔・頭蓋底手術 第2版 CT読影と基本手技』中川隆之／医学書院

『脊椎手術合併症回避のポイント』山崎正志／メジカルビュー社

『画像所見のよみ方と鑑別診断 第2版 胆・脾』花田敬士／医学書院

『ウィリアムス産科学 2版』Cunningham, F. Gary／南山堂

『肝硬変の成因別実態 2018』上野義之／医学図書出版

『前立腺癌のすべて 第4版』市川智彦／メジカルビュー社

『医事紛争を防げ! 演習で学ぶ医師・看護記録』模範カルテ開示』を楽しもう』嶋崎明美／金芳堂

『エビデンスに基づく美容皮膚科治療』宮地良樹／中山書店

『臨床のための脳と神経の解剖学』Young, Paul A.／メディカル・サイエンス・インターナショナル

『整形外科医のための神経学図説 脊髄・神経根障害レベルのみかた、おぼえかた』Hoppenfeld, J. D.／南江堂

『脳神経外科周術期管理のすべて 第5版』松谷雅生／メジカルビュー社

『どうする!? 高齢者の内視鏡診療』山本頼正／文光堂

『胎児診断・管理のABC 第6版』阿部恵美子／金芳堂

『今すぐ知りたい! 不妊治療Q&A 基礎理論からDecision Makingに必要なエビデンスまで』久慈直昭／医学書院

『頭頸部のCT・MRI 第3版』尾尻博也／メディカル・サイエンス・インターナショナル

『今日の診療プレミアム 29 DVD-ROM for Windows』医学書院

『臨床呼吸器感染症学』迎寛／南江堂

「表現の不自由展・その後」展示中止を受け、表現の自由に対する攻撃に抗議し、表現の自由の価値を確認する会長声明

1 本年8月1日から10月14日までの予定で愛知県で開催されている国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」が、開始からわずか2日後の8月3日に中止された。

この企画展は、従軍慰安婦を象徴する「平和の少女像」や昭和天皇の写真を含む肖像群が燃える映像作品など、過去に展示を拒否されたり公開中止になったりした作品を展示したものであった。

これらの作品は、観る人によって、好悪さまざまな感情を抱くものであろう。人それぞれの受け止め方があることは当然のことながら、異論反論その他主張したいことがあれば、合法的な表現行為によって対抗するのが法治国家であり民主主義社会である。

2 ところが、実行委員会会長である大村秀章愛知県知事の会見等における説明によると、実行委員会事務局や県庁に対して、「ガソリン携行缶を持ってお邪魔します」「県庁等にサリンとガソリンをまき散らす」「県内の小中学校、高校、保育園、幼稚園にガソリンを散布し着火する」「県庁職員らを射殺する」などのテロ予告と言える電話やFAX、メールが殺到したとのことである。

このようにテロを予告して展示中止を求める行為は、脅迫罪や威力業務妨害罪などに該当する犯罪である。自己の思想信条と相容れない表現活動を、正当な言論によらず、犯罪行為をもって抑え込もうとすることは、決して許されることではない。

大村知事は展示中止の理由として、「芸術祭全体の円滑な運営、安心安全」を挙げた。卑劣な犯罪予告に対しては、警察の力を借りて毅然とした対応をとるべきという理想論はあるものの、芸術祭及び県政の責任者として、来場者や職員の生命身体の安全に配慮する責任がある立場から、大村知事が展示中止の選択をせざるを得なかった事情は十分に理解する。

とはいえ、表現行為が脅迫に屈するという悪しき前例が模倣犯を生まないよう、警察による徹底した捜査がなされる

ことを要望し、警備体制を見直した上で展示が再開されることを期待する。

3 一方、河村たかし名古屋市長は、展示中止発表前日の8月2日、「日本国民の心を踏みにじる行為」などと述べて、大村知事に対し、展示中止を含む適切な対応を求める抗議文を提出した。しかし、公権力が、表現内容に異議を述べてその中止を求めることは、表現活動に多大な萎縮効果をもたらすものであり、到底許されるものではない。

この点、補助金を支出していることから、公権力が介入することを肯定する意見がある。しかし、補助金の支出が特定の団体に有利になされるようなことがあれば格別、予め設定された基準や要件を満たしたとして支出された以上、個々の展示内容の選択については、専門家から成る実行委員会で決めるべきことであり、展示内容に対して、補助金の支出を根拠として公権力が中止を要求することは、まさに不当な政治介入と言うべきである。

4 憲法21条で保障される表現の自由は、自己の人格を形成・発展させる自己実現の価値を有するとともに、国民が政治的意思決定に関与する自己統治の価値をも有する、極めて重要な基本的人権である。政治的表現が芸術という形をとって行われることも多く、芸術を含む多種多様な表現活動の自由が保障されることは、民主主義社会にとって必要不可欠である。

我々は、思想信条のいかんを問わず、表現の自由が保障される社会を守っていくことが重要であるという価値観を共有したい。

よって、当会は、正当な言論等によらずに展示中止を求める不当な行為や、公権力が表現内容に異議を述べてその中止を求めることに対して、強く抗議するとともに、多種多様な表現活動の自由が保障され、ひいては民主主義社会が維持・発展するよう努力する決意を表明する。

2019年8月29日

東京弁護士会会長 篠塚 力

台風第15号の伊豆諸島の被害に関し、災害救助法の適用を求め、弁護士による島嶼部相談等の取組みを積極的に実施することに関する東京三弁護士会会長声明

本年9月8日から9日にかけて関東地方を襲った台風第15号は、同月7日から8日にかけて伊豆諸島を北上した際、同地域に甚大な被害を発生させた。大島町（伊豆大島）ではおよそ200の住宅が全壊もしくは半壊しており、新島村（新島、式根島）でも住宅などおよそ440軒が被害にあったという。停電、断水、修繕に必要な資材の不足も目立つと伝えられているが、インターネット回線が不通の状況もあり島嶼部被害の全貌を把握するまでには、さらに時間がかかることが報道でも伝えられている。こうした被害の状況と地域の人口及び世帯数（大島町が人口7595人、4606世帯。新島村が人口2883人、1395世帯。）からすれば、少なくとも大島町及び新島村については災害救助法施行令第1条第1項第1号あるいは同第4号に定めた災害救助法の適用要件を十分に満たしており、伊豆諸島の他の町村も同様あるいはこれ以上の被害が発生していることが推測される。かかる被害の甚大さに鑑みれば復旧作業や被災者の生活再建には災害時支援制度を積極的に活用して行くことが不可欠であることは言うまでもない。そこで、東京三弁護士会は東京都、内閣府

に対して、関係機関等と調整の上、伊豆諸島の本件台風被害について早急に災害救助法の適用を決定されるよう求める。また、東京三弁護士会もこれに必要な協力を惜しまない所存である。

一方、東京三弁護士会ではこれまで継続して伊豆大島等の島嶼部巡回相談事業を実施し、また、平成25年の台風被害に際しては東京三弁護士会が東京都との協定（平成19年1月19日付け復興まちづくりの支援に関する協定）に基づき伊豆大島に弁護士を派遣して同島被災者の諸相談に応じて生活再建を支援してきた。東京三弁護士会は、今般の台風被害についても関係機関と連携を密にして、伊豆諸島の被災地で生活再建に取り組む多くの被災者に向けて相談体制を構築する等により積極的に被災者支援に取り組む所存である。

2019年（令和元年）9月17日

東京弁護士会 会長 篠塚 力

第一東京弁護士会 会長代理副会長 市川 正司

第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆